

山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、民法で定める成年後見制度の利用促進を図るとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）等について必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱による山口市成年後見制度利用支援事業（以下「本事業」という。）の実施主体は山口市とする。

- 2 市長は、審判請求に係る手続を山口県司法書士会又は山口県司法書士会が選任する司法書士及び司法書士法人に委託することができる。
- 3 市長は、成年後見制度利用促進のための広報及び普及活動を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の事業内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 審判請求及び審判請求に係る費用の負担
- (2) 成年後見制度の利用に係る費用の助成
- (3) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

(対象者)

第4条 前条第1号及び第2号の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、他の市区町村から同様の支援を受ける者を除く。

- (1) 本市に住所を有している者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により本市が保護を決定し、実施している者
- (3) 老人福祉法第11条第1項の規定により本市が老人ホームへの入所等の措置を採っている者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項又は第2項の規定により本市が行う介護保険の被保険者とされた者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項又は第4項の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

(審判請求)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、審判請求できるものとする。

- (1) 対象者に配偶者及び四親等内の親族（以下「親族等」という。）がいないときであって、対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求をするべきであると

判断したとき。

(2) 対象者の親族等が、文書により、自らは申立てをしない旨の意思表示をしたときであって（ただし、文書により難い事由があると認められる場合は他の方法によるものを含む。）、対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求をするべきであると判断したとき。

(3) 親族等があっても虐待等の事実等が認められる場合であって、対象者の福祉の増進を図るために市長が審判請求をするべきであると判断したとき。

(4) 市長が、親族等の調査をする時間的余裕がないと認める場合であって、対象者の福祉の増進を図るために審判請求をすべきであると判断したとき。

(審判請求の決定)

第6条 市長は、対象者の福祉の増進を図るため、審判請求を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して決定するものとする。

(1) 対象者の事理を弁識する能力の程度

(2) 対象者の生活及び資産、収入の状況

(3) 対象者の親族等の存否及び親族等による対象者の保護の可能性

(4) 対象者又は親族等が審判請求を行う見込み

(5) 市又は関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果

(審判請求の手続)

第7条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判請求の費用負担)

第8条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に要する費用（以下「審判請求費用」）を負担する。

(審判請求費用の求償)

第9条 市長は、審判請求費用について、対象者又は関係人が負担すべきであると判断した場合は、市が負担した審判請求に係る費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

(報酬の助成)

第10条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者が負担する成年後見人、保佐人又は補助人への報酬を助成することができる。

(1) 生活保護受給者

(2) 資産・収入等の状況から、前号に準じると認められる者

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市成年後見制度利用支援事業実

施要綱（山口市制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町成年後見制度利用支援事業実施要綱（阿東町制定）の規定によりなされた行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。